

道場開館にともなう弓道稽古のガイドラインⅢ  
(令和2年10月以降の事業展開について)

埼玉県弓道連盟  
令和2年9月20日

埼玉県弓道連盟では、現在、「道場開館にともなう弓道稽古のガイドラインⅡ(7月15日)」を基本とした各道場の取り組みの中で、三密を避けながら稽古を行っています。その結果、会員各位の協力を得ながら、不自由はありながらも比較的順調に弓道稽古が行われていると考えています。

しかしながら全国的に見ると新型コロナウイルス感染症の感染者報告が連日行われ、東京を中心とした首都圏において感染者数は「高止まり」の状態です。埼玉県においても特に南部地域を中心に感染者の報告が続き、終息は見通せていません。

全日本弓道連盟では令和2年9月末まで原則としてすべての事業を中止し、新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めてきました。10月以降の事業展開については全弓連戦略会議でその基本方針を決定し、各地連へ通知しました。

埼玉県弓道連盟では全弓連戦略会議からの通知に沿って、感染症拡大に最大限の注意を払いつつ、実施可能な事業については実施する方向で取り組んでいきます。各支部、各道場においても、今回お示しする本ガイドラインに沿って実施可能な事業について検討して下さい。

なお、「道場開館にともなう弓道稽古のガイドラインⅡ(令和2年7月15日)」に変更はありません。引き続き新型コロナウイルス感染症拡大の防止に努めながら、不断に練習方法の改善を心掛けて下さい。

【 基本原則 】

- ・10月1日以降の埼弓連主催の競技会・講習会・審査会については全弓連の方針に沿って埼弓連常任理事会・理事会で決定する。決定内容は支部・各連盟に通知する。
- ・各所属道場での稽古は「道場開館にともなう弓道稽古のガイドラインⅡ(令和2年7月15日)」に沿って決定した道場ごとの練習方法に沿って行う。(従来からの変更はない)
- ・各自が所属する道場での稽古が十分に行えない状況がある場合は、支部内の他の道場での稽古も可とする(稽古を行うことになる道場が認める場合に限る【7月15日配布別紙参照】)。ただし、稽古を行う道場での練習方法を厳守し、利用制限人数を超える場合には各道場に所属する会員の稽古を優先する。(従来からの変更はない)
- ・各自が所属する道場での稽古が十分に行えない状況がある場合は、埼玉県立武道館での稽古を可とする。ただし、県立武道館での稽古は埼弓連各道場に所属していない者を優先するように配慮する。また、埼玉県立武道館で定めたルールには従うこと。(従来海良の変更はない)

(武道教室は9月に再開する。月例稽古はその時点での感染症拡大状況を見ながら実施の可否を判断する。)

- ・大宮公園弓道場の利用は可とするが、利用人数は密が発生するおそれがない(ソーシャルディスタンスを保てる)人数とし、事前に参加者名簿を作成する等の施設が定めた利用方法を遵守する。(利用人数制限の緩和)

- ・現在、所属道場が改修工事等で使用できない連盟は、支部長と協議してその上で定められた道場を使用する。(従来からの変更はない)

【 道場利用方法（「稽古を行う場合の留意点」を含む） 】

「道場開館にともなう弓道稽古のガイドラインⅡ（令和2年7月15日）」にしたがって決定したもので稽古を行う。(従来からの変更はない)

【令和2年度10月以降の各支部・各道場での事業展開について】

コロナウィルス感染症の流行が続いている中で弓道の稽古を行うことには、どのような方策をとったとしても感染のリスクがあります。特に「移動をともなう稽古」「稽古の回数を増やすこと」「稽古の時間を増やすこと」「多くの人と一緒に稽古をすること」等はそのリスクを大きくする主なものです。感染拡大が続いている状況の中で支部や各道場での事業を実施する場合には、こうした観点をふまえて、慎重に計画を立てる必要があります。10月以降の各支部、各道場での事業展開については、各地域での感染状況や会員数等に違いがありますので全県で同じ対応をとることはできませんが、以下の点をふまえて支部、道場ごとに諸事業実施の可否を検討することとします。

- ① 施設の定めるガイドラインに沿った計画を立てること
- ② 事業を行う際の手引きを作成し、各会員の理解を得て計画を立てること  
\* 県講習会を行うために作成した「コロナ禍における講習会の手引き」(別紙参照)を参考にして下さい。
- ③ 控室、更衣室等を含め、三密を避けることができる人数で行うこと
- ④ 今年度の審査・競技等の実施状況に鑑み、不要不急の事業は行わないこと
- ⑤ 参加者の健康観察(検温等……申告を含む)を行い、参加者名簿は1ヶ月保管すること
- ⑥ 主催者は参加者の中から感染者が発生した場合の対応を事前に確認しておくこと
- ⑦ 初心者教室(弓道教室)開催にあたっては、別紙「コロナ禍における弓道教室の手引き(令和2年9月20日)」を参考にすること。(現在、9月再開の県立武道館弓道教室ではソーシャルディスタンスを維持できないため、初心者受講は遠慮していただいておりますが、県内でも地域によっては感染状況の落ち着きが見られ、開催が可能な道場もあると思われます。しかし、開催する場合にも感染予防に万全の態勢をとって下さい。)
- ⑧ 各道場は実施する事業を支部長に報告し、支部長は各道場主催の実施事業を把握するとともに、支部主催の実施事業については別紙「10月以降の支部事業(〇〇支部)」により理事長まで報告して下さい。

今回の「道場開館にともなう弓道稽古のガイドラインⅢ(令和2年10月以降の事業展開について)」は「道場開館にともなう弓道稽古のガイドラインⅡ(令和2年7月15日)」に追加するものです。道場使用制限緩和や事業再開を勧めるものではありません。ましてやコロナウィルス感染症流行以前の状態に戻すということではありません。各支部・各道場においては年度当初の計画に縛られることなく、慎重に事業再開について検討して下さい。現在も「緊急事態宣言」は続いているという気持ちで行動していただけるようお願いいたします。